

## 8. 職員に対する福利厚生事業

### ○互助会への支出状況

地方公務員法第42条に定められている、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し実施していくため、一般財団法人三重県市町村職員互助会に加入しています。

- ①互助会等に対する公費負担額 : 5,281,879円
- ②①のうち互助会等の事務費・人件費に充当している公費負担額 : 1,648,730円
- ③会員掛金総額 : 7,853,791円
- ④互助会会員数 : 353人

(26年4月1日現在)

事業名称		事業内容
各種祝金	・結婚祝金	・会員が結婚した時 50,000 円
	・銀婚祝金	・会員が銀婚を迎えた時 30,000 円
	・出産祝金	・会員及び配偶者が出産した時 1人につき 30,000 円
	・入学祝金	・会員の扶養家族が小、中学校に入学した時 10,000 円
	・卒業祝金	・会員の扶養家族が中学校を卒業した時 10,000 円
弔慰金	・弔慰金	・会員、会員の配偶者及び子、会員の実父母、会員の同居の親族が死亡した時
		会員 100,000 円
		配偶者及び子 50,000 円
		会員の实父母(養父母を含む) 20,000 円
災害見舞金	・災害見舞金	・会員の住居及び家財が火・水・震災等により被害を受けた時
		100万円以上の被害 100,000 円
		50万円以上の被害 50,000 円
		30万円以上の被害 30,000 円
	・車両損害見舞金	・会員の所有する車両が水災・雪災により被害を受けた時
原動機付自転車 10,000 円		
自動二輪車 20,000 円		
自家用軽四輪自動車 30,000 円		
		自家用小型自動車以上 50,000 円
レジャー	・活力づくり補助金	・会員がリフレッシュのため宿泊施設を利用し、1泊以上の旅行をした時など 20,000 円
その他事業	・入院見舞金	・会員、会員の配偶者及び子が病気や怪我で入院した時
		1日につき 会員 2,000 円 配偶者及び子 1,300 円